

横浜中税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒231-8550 横浜市中区新港1-6-1 Tel. 045(651)1321(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地	時間	対象者(注1)
令和7年 1月28日(火)～29日(水)	藤棚地区センター	西区藤棚町2-198	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)
2月4日(火)	西公会堂	西区岡野1-6-41		
1月30日(木)	税理士会館	西区花咲町4-106 8階	午前10時～午後3時30分	・年金受給者、給与所得者

事前申込

- 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、**オンラインによる事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和7年1月9日(木)から可能 となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照してください。なお、**税務署・会場等で電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込サイトの**操作方法**についてのお問合せは、【050-1722-2206】(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE事前申込



Web事前申込



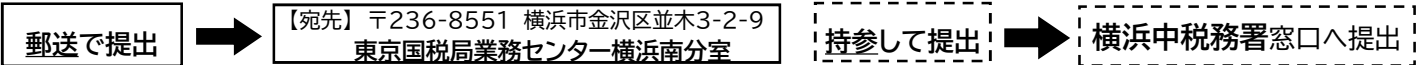
その他

- 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみ場合は、横浜中税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。

(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター横浜南分室です



申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月2日の日曜日は開場します。	日石横浜ホール(桜木町) ※ <u>駐車場・駐輪場は、ありません。</u>	中区 桜木町1-1-8 日石横浜ビル1階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただきたいもの

- ① **マイナンバーカード**
※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類
- ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次の **パスワード**
 - ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ **スマートフォン** または **タブレット**
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

参考

昨年、確定申告した方のうち、申告書を申告書作成会場へ行かずに作成・提出した方が **約9割** です。

確定申告は、自宅からスマホ申告をご利用ください! ※ 表面参照

▶ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内しています。



事前準備

- ① **来場前**に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いしております。詳しくは、表面をご覧ください。

入場整理券

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には**入場整理券**が必要です。
- 当日、申告書作成会場では入場整理券を配付しておりますが、**長時間お並びいただく**場合があります。また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、**お並びいただいても入場整理券を取得することができない**場合があります。自宅からe-Taxで申告をお願いします。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となるのが予想されますので、**2月中**の来場をお勧めします。

LINEで事前発行

- ・LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- ・当日**並ばず**に事前に取得友だち追加はこちらから→

